

一般社団法人東京都技能士会連合会ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人東京都技能士会連合会（以下「連合会」という）のホームページへの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載管理者)

第2条 ホームページへの広告掲載の適正かつ円滑な運用を図るため、広告掲載管理者を置く。

2 広告掲載管理者は常務理事をもってこれにあてる。

(広告の種類)

第3条 ホームページに掲載する広告は、次の各号に掲げるものとする。

(1) バナー広告

(2) その他、会長が必要と認めるもの

(広告の規格)

第4条 「バナー広告」の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 上下方向60ピクセル×左右方向120ピクセル

(2) 形式 GIF(アニメーションを含まないもの), JPEG, PNG

(3) 容量 20KB以下

2 バナー広告の掲載位置等は、別表第1のとおりとする。

(広告原稿の作成)

第5条 バナー広告原稿の作成は、広告主の責任および負担で作成するものとする。

2 広告掲載の申し込みにあたって、掲載原稿は電子データで提出を行う。

(掲載基準)

第6条 広告主は、連合会の事業の趣旨を理解し、その事業の目的に合致する事業を行っている者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する業種または事業者については、ホームページに広告を掲載することができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業または接客業務受託営業

(2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に定める貸金業

(3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)に定める葉タバコおよび製造たばこを製造し、又は販売するもの

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続きを受けている事業者

(5) 法令等の違反があった事業者等、社会問題を起こしている業種又は事

業者

(6) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの

3 リンク先ホームページが次の各号のいずれかに該当する内容を含む場合はホームページに広告を掲載することができない。

(1) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの

(2) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するおそれのあるもの

(3) 宗教団体による布教推進を主な目的とするもの

(4) 意見広告および個人の宣伝に係るもの

(5) 債権取立て、示談引受け等に関するもの

(6) 消費者被害の未然予防および拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤解を招くような表現を含むもの

イ 射幸心を著しくあおるもの

ウ 人材募集広告で、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）を遵守していないもの

エ 科学的な根拠のないもの又は迷信に類するもの

オ 占いまたは運勢判断に関するもの

カ 国、公共団体、その他公共の機関が広告を掲載している、又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定をしているかのような表現のもの

(7) 青少年の保護および健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長する表現があるもの

ウ わいせつな表現を含むもの

4 前 2 項に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの又は連合会のホームページに広告掲載することがふさわしくないと広告掲載管理者が認めるものは、ホームページに広告を掲載することができない。

5 広告又はリンク先ホームページには、広告主名及び連絡先を表示しなければならない。

(掲載期間)

第 7 条 広告を掲載する期間は、1 ヶ月を単位とする。

(広告掲載料)

第 8 条 バナー広告の掲載料は、別表第 2 のとおりとする。

2 広告主は、バナー広告の掲載料を一括して前納するものとする。

(広告主の募集)

第9条 広告主の募集は、連合会のホームページで行う。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込)

第10条 広告主になろうとするものは、ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に次の各号の書類を添付して申し込むものとする。

(1) 会社概要その他広告掲載に係る事業の内容がわかるもの

(2) 広告案

(3) その他、広告掲載管理者が必要とするもの

(掲載の決定)

第11条 広告掲載の適否は、第4条の掲載基準に基づき広告掲載管理者が決定する。

(広告内容・デザイン等に関する協議)

第12条 広告掲載管理者は連合会のホームページ全体への配慮上、広告の内容およびデザインについて協議をお願いすることがあり、広告主はこれに応じるものとする。

(内容の変更)

第13条 広告掲載管理者は、広告の内容(リンク先ホームページの内容を含む)が法令、若しくはこの要領に違反している、又はその恐れがあるときは広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(掲載の中止)

第14条 広告掲載管理者は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載を中止することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載に係る費用の納付がないとき

(2) 指定する期日までに原稿等の提出がないとき

(3) 広告の内容(リンク先ホームページの内容を含む)が法令、若しくはこの要領に違反している、又はその恐れがあるとき

(4) 前条の規定による変更を求めたにもかかわらず、変更を求めた事態が解消されないとき

(5) 前4号に掲げるもののほかホームページへの掲載が適切でないと広告掲載管理者が判断したとき

(掲載の取下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

(掲載期間の延長)

第16条 次の各号に該当するときには、広告を掲載できなかった日数に応じ

て掲載期間を延長する。

- (1) 広告の掲載期間内に連合会の都合でホームページを一時閉鎖したとき
- (2) 広告主の責に帰さない理由により、連合会が広告を掲載できなかったとき

(掲載料の返還)

第17条 納付済みの広告掲載料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を中止したときは、納付済みの広告掲載料を返還する。
- 3 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を中止した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに、広告掲載管理者に届け出るものとする。

(補則)

第19条 この要領に定めるものの他ホームページの広告に関して必要な事項は、広告掲載管理者が別に定める。

別表第1

バナー広告の掲載位置等について

一般社団法人東京都技能士会連合会ホームページ広告取扱要領第5条のバナー広告の掲載位置は、下図のとおりトップページの最下段とする。

The screenshot shows the homepage of the Tokyo Federation of Vocational Association. At the bottom, there is a section titled "バナー広告" (Banner Ad). Below this title, there is a 3x5 grid of 15 placeholder boxes, each containing the text "バナー広告" and "募集中" (Recruiting). A red arrow points to this grid from the right side of the page, with the text "←この位置に掲載する" (←Post here).

←この位置に掲載する

別表第 2

- 1 一般社団法人東京都技能士会連合会ホームページ広告取扱要領第 8 条の広告掲載料は、下表のとおりとする。

区分	バナー広告掲載料（月額）
連合会会員団体および 会員団体構成員	1,000円
その他	2,000円

- 2 広告掲載管理者が必要と認める場合には、バナー広告掲載料を変更することができる。